

2013年5月15日

関係各位

野村ホールディングス株式会社

コード番号8604

東証・大証・名証第一部

ストック・オプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

野村ホールディングス株式会社(グループCEO:永井浩二、以下「当社」)は、本日開催の経営会議(※)において、下記のとおり新株予約権の発行を決定した。

(※) 経営会議はグループCEO(代表執行役)、グループCOO(代表執行役)、部門CEO、その他グループCEOが指名する者によって構成される当社の機関であり、取締役会決議により新株予約権の発行を含む重要な業務の決定を委任されている。なお、当社の取締役・執行役への個人別の新株予約権の割り当ては、報酬委員会の決定にしたがっている。

記

1. 発行する新株予約権

- (1) 第52回新株予約権(当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人を対象)
- (2) 第53回新株予約権(当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人を対象)
- (3) 第54回新株予約権(当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人を対象)

上記の新株予約権はいずれも会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づいて発行するものである。

2. 新株予約権を発行する理由

上記の新株予約権はいずれも行使価額を1株当たり1円とするもので、当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人を対象に現金報酬の一部に代えて割り当てる。

新株予約権についてはそれぞれ発行決議日より約1年間から約3年間権利行使を制限し、割当対象者に対する繰延報酬とするものである。

このように権利行使を制限することによって、以下の効用を期待している。

- (1) 報酬の一部を延べ払いとすることにより、優秀な人材を中長期的に確保する。
- (2) 報酬の一部を当社の株価と連動させることにより、株主との利害の一致を図る。
- (3) 異なる部門・地域で働くグループの役員・使用人に共通のインセンティブ・プランを提供することにより、グループ全体の業績や信頼の向上に資する。

3. 新株予約権の割当対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

(1) 当社の取締役・執行役に割り当てる予定の新株予約権

名称	取締役および執行役（社外取締役を除く）		
	人数 （名）	新株予約権の数（個）	新株予約権の目的となる 普通株式の数（株）
第52回新株予約権	8	1,328	132,800
第53回新株予約権	8	1,319	131,900
第54回新株予約権	8	1,315	131,500

(2) 使用人等に割り当てる予定の新株予約権

名称	当社の使用人			当社の子会社の取締役、執行役 および使用人		
	人数 （名）	新株予約 権の数 （個）	新株予約権の 目的となる普通 株式の数（株）	人数 （名）	新株予約 権の数 （個）	新株予約権の 目的となる普通 株式の数（株）
第52回 新株予約権	21	4,524	452,400	985	67,597	6,759,700
第53回 新株予約権	21	4,519	451,900	985	67,265	6,726,500
第54回 新株予約権	21	4,517	451,700	985	66,921	6,692,100

上記の個数は割当予定数であり、引き受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少したときは、その割り当てる数をもって新株予約権の数とする。

4. 新株予約権の発行要領

	第52回	第53回	第54回
(1) 割当の対象者	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人 合計1,014名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人 合計1,014名	当社および当社の子会社の取締役、執行役および使用人 合計1,014名
(2) 新株予約権の総数	73,449個	73,103個	72,753個
(3) 新株予約権の行使期間	平成26年4月20日 ～ 平成31年4月19日	平成27年4月20日 ～ 平成32年4月19日	平成28年4月20日 ～ 平成33年4月19日
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法	1株当たり1円		
(5) 新株予約権の目的である株式の種類および数	本新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。 なお、別途当社が定める事由が発生した場合は、別途当社が定める方法により、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(付与株式数)の調整を行う。		
(6) 新株予約権の払込金額又はその算定方法	新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しない。		
(7) 新株予約権の行使条件	<p><1> 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p><2> 新株予約権者が、新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を有していること。定年退職等別途定める事由に該当する場合を除き、当社又は当社の子会社の役員又は使用人たる地位を失った場合、新株予約権は消滅する。</p>		
(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および準備金の額	<p><1> 増加する資本金の額 会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。</p> <p><2> 増加する資本準備金の額 資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額。</p>		

(9) 新株予約権の取得に関する事項	当社以外の者に対する当社の発行済み普通株式の全部にかかる譲渡が行われたとき、当社が当事者となる合併契約書又は株式交換契約書が株主総会で承認されたときは、当社取締役会又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が別途定める日に、当社は本新株予約権を取得することができる。
(10) 新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
(11) 組織再編行為時における新株予約権の取り扱い	上記(9)に記載のとおり。
(12) 新株予約権の割当日	平成25年6月5日
(13) 新株予約権証券を発行する場合の取り扱い	新株予約権証券は発行しない。

以上